

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果に係る措置状況について

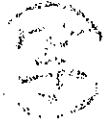
令和4年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

京都府後期高齢者医療広域連合代表監査委員
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員職務執行者

川村
片岡





5京広第351号
令和5年5月22日

京都府後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 川村 和久 様

京都府後期高齢者医療広域連合長
堀口 文昭



定期監査の結果に係る措置状況について

令和5年1月25日付けで提出のあった京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告（5京広監第3号）について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、通知する。

(別紙)

令和4年度定期監査の結果に係る措置状況について

(1) 支出負担行為の決定に係る状況

【指摘事項】

支出負担行為票等において、承認者の押印が漏れているものがあった。

また、支出負担行為額が50万円未満の事案で専決者が課長であるにもかかわらず、事務局長による決定を行っているものがあった。

専決規程に基づき専決者を適切に確認するとともに、支出負担行為票等での押印を遺漏なく行われたい。

(措置の内容)

決定手続における承認や合議における意義、専決規程の意義についての説明・認識付けと併せ、更なる適正担保を図るため、支出負担行為票等に承認者の押印漏れがないよう徹底するとともに、専決規程に基づき専決者を適切に確認するよう、職員に周知、注意喚起を行った。

(2) 契約に係る状況

① 契約書の記載事項、押印、必要関係書類の添付の状況

【指摘事項】

契約保証金に関する事項、契約代金の支払時期・方法に関する事項の不記載や契約書に広域連合長の押印がないものがあった。

また、契約書上、契約額を単価表で示すとしていたものの、単価表が添付されていないものがあった。

契約書への必要事項の記載、付属書類の添付及び代表者印の押印は、遺漏なく行われたい。

(措置の内容)

契約書への必要な記載事項、付属書類は、財務規則に定められている事項であり、契約手続に際しては、改めて財務規則等関連規程の確認とともに、契約書への必要事項の記載、付属書類の添付、代表者印の押印など、文書の押印審査時点での総務課職員による確認の徹底について、職員に周知、注意喚起を行った。

② 請書による契約の状況

【指摘事項】 請書による契約締結

請書による契約締結に係る決定書に要件への該当を示す記載がなかった。

決定書等に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

（措置の内容）

請書による契約締結につき、財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性についての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行を図る趣旨から、その締結するに際しては、決定書等にその要件の該当号の記載を遺漏なく行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。

③ 随意契約に係る状況

【指摘事項】

随意契約理由に係る決定書等への記載がないものがあった。随意契約を締結する際は、随意契約理由書の作成又は決定書等への記載を行うことにより、随意契約理由の適合状況を明らかにするよう徹底されたい。

（措置の内容）

随意契約による契約締結につき、財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性についての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行を図る趣旨から、その締結するに際しては、随意契約理由書の作成又は決定書等への記載を遺漏なく行い、随意契約理由の適合状況を明らかにするよう、職員に周知、注意喚起を行った。

【指摘事項】

随意契約理由である地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する契約（以下「少額随意契約」という。）について、決定書や随意契約理由書に少額随意契約を可能とする契約金額を定めた財務規則第86条各号のいずれに該当するかを示す記載がなかった。

決定書や随意契約理由書に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

(措置の内容)

少額随意契約による契約締結につき、財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性についての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行を図る趣旨から、その締結するに際しては、決定書や随意契約理由書に要件の該当号の記載を遺漏なく行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。

【指摘事項】

予定価格調書の作成を要する事案で、その作成がされていなかった。また、予定価格調書の作成省略要件には該当していたものの、決定書等に該当する号の記載がなかった。

規則第87条各号に掲げる作成省略できる事由以外は、契約締結前に予定価格調書を遺漏なく作成するとともに、作成省略した事案については、決定書や随意契約理由書にその該当する号を記載されたい。

(措置の内容)

予定価格を定めることの意義についての説明・認識付けと併せ、契約締結前に予定価格調書を遺漏なく作成するよう、職員に周知、注意喚起を行った。

また、これを省略する場合には、財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性についての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行を図る趣旨から、その省略に際しては、決定書や随意契約理由書に該当する号を記載するよう、職員に周知、注意喚起を行った。

【指摘事項】

特定人からの見積書徴取に係る要件の該当について、決定書等での該当する号の記載及びそれを証する書類がないものがあった。

決定書等に特定人からの徴取に係る記載及びそれを証する書類の添付を遺漏なく行われたい。

(措置の内容)

2者以上から見積りを徴取することの意義、これを特定人からの徴取が認められる場合の意義についての説明・認識付けと併せ、特定人からの見積書徴取を行うに際しては、財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性、効率的な事務の執行を図る趣旨から、決定書や随意契約理由書に要件の該当号の記載を遺漏なく行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。

【指摘事項】

見積書徴取の省略要件に該当しない事案で、見積書徴取の形跡が確認できないものがあった。

省略要件を確認のうえ、遺漏なく見積書の徴取を行われたい。

（措置の内容）

見積書徴取が省略できる事案は、財務規則で定める要件に該当する場合に限られていることについての説明・認識付けと併せ、見積書の徴取に際しては、その省略要件を確認し、いずれにも該当しない限り、遺漏なく見積書の徴取を行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。

④長期継続契約に係る状況

【指摘事項】

決定書等において、締結要件の該当号を示す記載がなかった。

決定書等に要件の該当号の記載を遺漏なく行われたい。

（措置の内容）

長期継続契約が締結できる事案は、長期継続契約に関する条例で定める要件に該当する場合に限られていることについての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行を図る趣旨から、その締結に際しては、決定書等に締結要件の該当号の記載を遺漏なく行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。

⑤契約保証金に係る状況

【指摘事項】

契約書において、契約保証金を「免除」としているところ、決定書等において、契約保証金の免除を行った理由及び免除要件を掲げた規則第93条第3項各号の適用に関して記載がなかった。

契約保証金の減免の適用に当たっては、免除の適正な運用並びに決定書等への適用理由及び要件の該当号の記載を徹底されたい。

（措置の内容）

契約保証金を徴する意義のほか、その免除に係る財務規則で定める要件への該当性の確認の必要性についての説明・認識付けと併せ、効率的な事務の執行、その適正な運用を図る趣旨から、決定書等への適用理由及び要件の該当号の記載を徹底するよう、職員に周知、注意喚起を行った。

(3) 履行確認に係る状況

【指摘事項】

完了届の届出日と検査日が前後しているものがあった。

複数箇所への納品を要する場合、納品先の受取書を収受することが仕様書で定められているところ、当該受取書が履行確認書類に添付されていなかった。

検査日については、誤記がないよう徹底するとともに、仕様書に納品に関して特段の定めがあるものについては、遺漏なく業務の履行されるよう、受注者に指導を徹底されたい。

(措置の内容)

契約履行に係る検査の意義についての説明・認識付けと併せ、必要な書類の添付漏れその他の不備等、不完全な履行がないことの確認、その受注者への指導とともに、適正な検査調書の作成とその確認を徹底するよう、職員に周知、注意喚起を行った。

(4) 支出命令に係る状況

【指摘事項】契約書印と請求書印の相違

請求書について、請求書の印と契約書の印が相違（社印のみの押印の事象も含む。）しているものがあった。請求書の印と契約書の印との照合を徹底するとともに、不適切な事象があった場合は請求書の提出者に対して、適切な対応を求められたい。

(措置の内容)

適正な請求であることを確認するための財務規則の定めについての説明・認識付けと併せ、契約に基づく支払請求がなされた際には、当該請求書の印と契約書の印との照合はもとより、その他当該請求が適正なものであることを、再度、確認のうえ支払手続を行うよう、職員に周知、注意喚起を行った。